

議案第 1 2 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）の公布に伴い、君津市都市計画税条例（昭和 4 6 年君津市条例第 3 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第2号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市条例第 14 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項」を「第 18 項、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで」に、「第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 43 項、第 44 項若しくは第 47 項」を「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」に改める。

附則第 18 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 18 項」を「附則第 15 条第 19 項」に改める。

附則第 19 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 20 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改める。

附則第 21 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の君津市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 31 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 15 項の規定の適用については、同項中「若しくは第 48 項から第 50 項まで」とあるのは、「、第 48 項若しくは第 49 項」とする。

君津市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>1 3～1 4 省略</p> <p>1 5 法附則第1 5条第1項、第1 3項、<u>第1 8項、第1 9項、第2 1項から第2 5項まで</u>、第2 7項、<u>第2 8項、第3 2項、第3 6項、第4 0項、第4 3項から第4 5項まで若しくは第4 8項から第5 0項まで</u>、第1 5条の2第2項又は第1 5条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 4項」とあるのは「若しくは第3 4項又は法附則第1 5条から第1 5条の3まで」とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第1 9項</u>の条例で定める割合)</p> <p>1 8 法附則第1 5条第1 9項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成1 4年法律第2 2号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第1 5条第1 9項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第4 0項</u>の条例で定める割合)</p> <p>1 9 法附則第1 5条第4 0項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第4 4項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 0 法附則第1 5条第4 4項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第4 5項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 1 法附則第1 5条第4 5項に規定する市町村の条例で定める割合</p>	<p>附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>1 3～1 4 省略</p> <p>1 5 法附則第1 5条第1項、第1 3項、<u>第1 7項、第1 8項、第2 0項から第2 4項まで</u>、第2 6項、第2 7項、<u>第3 1項、第3 5項、第3 9項、第4 2項、第4 3項、第4 4項若しくは第4 7項</u>、第1 5条の2第2項又は第1 5条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 4項」とあるのは「若しくは第3 4項又は法附則第1 5条から第1 5条の3まで」とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第1 8項</u>の条例で定める割合)</p> <p>1 8 法附則第1 5条第1 8項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成1 4年法律第2 2号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第1 5条第1 8項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第3 9項</u>の条例で定める割合)</p> <p>1 9 法附則第1 5条第3 9項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第4 3項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 0 法附則第1 5条第4 3項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第4 4項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 1 法附則第1 5条第4 4項に規定する市町村の条例で定める割合</p>

は、3分の2とする。

は、3分の2とする。